

平成 20 年 10 月 30 日

照会先：保険局国民健康保険課 森、角園 (代表) 5 2 5 3 - 1 1 1 1 内線 3 2 5 8 (直通) 3 5 9 5 - 2 0 9 5 2565

「資格証明書の発行に関する調査」の結果等について

1. 「資格証明書の発行に関する調査」の結果を受け、本日、各都道府県に対し、資格証明書の交付に際しての留意点について通知をしたところです。(別添 1)

2. 「資格証明書の発行に関する調査」の結果について

① 資格証明書交付世帯における子どもの数

滞納世帯数	交付世帯数	資格証明書交付世帯のうち				
		子どものいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数	中学生以下計
3, 845, 597	330, 742	18, 240	5, 522	16, 327	11, 054	32, 903

※ 数値は、自治体の報告を単純に合計したものである。

(参考)

- ・滞納世帯数/国保世帯数 (2, 083 万世帯) = 18.5%
- ・資格証交付世帯数/国保世帯数 = 1.6%
- ・資格証明書交付世帯にいる中学生以下の者の数/国保被保険者である中学生以下の者の数 (0 歳 ~ 15 歳 : 370 万人) = 0.9%

※資格証明書乳幼児数/乳幼児被保険者数 (0 ~ 6 歳 : 147 万人) = 0.4%

資格証明書小学生数/小学生被保険者数 (7 ~ 12 歳 : 170 万人) = 1.0%

資格証明書中学生数/中学生被保険者数 (13 ~ 15 歳 : 75 万人) = 1.5%

(注) 年齢階級別被保険者数は、平成 18 年度「国民健康保険実態調査報告」による

② 資格証明書発行前における滞納者との接触を図る取組み（保険者数）

文書催告	電話催告	訪問	休日		時間外		その他
			電話催告	訪問	電話催告	訪問	
1,578	1,206	1,259	392	470	1,013	997	616
88%	67%	70%	22%	26%	56%	55%	34%

※ 数値は、自治体の報告を単純に合計したものである。

※ 下段は総保険者数（1,798）に占める取組みを実施している保険者の割合

③ （都道府県別）資格証明書の発行に関する調査・集計表（別添2）

④ 滞納者との接触を図る取組みの具体例（別添3）

子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付に際しての留意点 (概要)

(1) 予防的対応

① 事前通知及び特別事情の把握の徹底

滞納者が資格証明書について理解することなく、資格証明書が交付されることがないように、可能な限り滞納者との接触を図り、その実態把握に努めるとともに、滞納者に対し滞納が継続すれば資格証明書の交付を行うこととなる旨の周知を図る。

その際には、納付相談の奨励に加え、生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知も併せて行い、滞納者の相談機会の確保に努める。

② 短期被保険者証の活用

資格証明書の交付までには、可能な限り、短期被保険者証の活用により、滞納者との接触の機会の確保に努める。

(2) 福祉的対応: 養育環境に問題のある世帯に対する対応

実情把握の際、養育環境に問題のある世帯を把握した場合などには、児童相談所や市町村の福祉部局とも密接な連携を図る。

(3) 緊急的対応: 緊急的対応としての短期被保険者証の発行

世帯主から市町村の窓口において、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ、一時払いが困難である旨の申し出があった場合には、緊急的措置として、その世帯に属する被保険者に対して、速やかに短期被保険者証を交付するものとする。

保国発第1030001号
雇児総発第1030001号
平成20年10月30日

都道府県民生主管部（局）長 殿

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について

国民健康保険における被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の運用については、下記のとおり、その留意点をまとめたので、その内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者への周知徹底について遺憾なきよう配慮されたい。

なお、本通知については、社会・援護局保護課と調整済みであることを申し添える。

記

1 資格証明書の交付に係る一般事項

資格証明書については、事業の休廃止や病気など、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと。

一方、国民健康保険においては収納率の向上はその保険運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については、従前どおり、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めること。

2 子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付に際しての留意点

子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付についても、1のとおり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うことが

必要であるが、先般協力をいただいた資格証明書の発行に関する報告の結果をみると、その運用には差異が見られるところである。

このため、特に子どものいる世帯については、資格証明書の交付に際してよりきめ細かな対応が求められることから、以下の事項に留意して取り扱うこと。

(1) 事前通知及び特別事情の把握の徹底

資格証明書が交付されることについて、滞納者が理解することなく行うことがないよう、可能な限り文書だけでなく、電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努めるとともに、滞納者に対し滞納が継続すれば資格証明書の交付を行うこととなる旨の周知を図ること。

その際には、納付相談の奨励に加え、生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知も併せて行い、滞納者が相談を行いやすい環境を整えることや、相談機会の確保に努めること。また、他部門に相談のあった滞納者の事例について、情報共有ができるよう、庁内の連絡体制の整備に努めること。

また、資格証明書の発行に際しては、市町村の実情に応じ、別添の他市町村の取扱いも参考に、より公正な判断が行われるよう努めること。

(2) 短期被保険者証の活用

短期被保険者証を経ずに、資格証明書を交付するのではなく、資格証明書の交付までには、可能な限り短期被保険者証を活用することにより、滞納者との接触の機会の確保に努めること。

(3) 養育環境に問題のある世帯に対する対応

子どものいる滞納世帯に対しては、特に、(1)のとおり、家庭訪問等により実情把握に努めることとするが、その際、市町村の児童福祉担当部局の助言を得つつ、家庭内が著しく乱れている等の実態がみられるなど養育環境に問題のある世帯を把握した場合には、市町村の児童福祉担当部局や児童相談所と密接な連携を図ること。資格証明書発行後においても同様の対応を図ること。

(4) 緊急的な対応としての短期被保険者証の発行

世帯主が市町村の窓口において、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況であると考えられること、資格証明書が納付相談の機会を確保することが目的であることにかんがみ、緊急的な対応として、その世帯に属する被保険者に対して、速やかな短期被保険者証の交付に努めること。

滞納者との接触を図る取組みの具体例について

◎:比較的多数の市町村で類似の取組みが実施されているもの

<滞納者と接触を図るための具体的な取組み>

全庁的な情報の共有

- ◎他課(税・上下水道・福祉・公営住宅・保育料)と滞納者についての情報の共有を図っている。
- ◎庁内で滞納者の情報共有のため、収納対策のプロジェクトチームを設置している。
- 転出時、社保加入時等、滞納者との接触があった際に収税担当に確認をとっている。
- 生活困窮者を対象に、福祉担当課と連携し情報の共有化を図っている。
- 保険給付以外の町単独の給付関係については申請後納付状況の調査を行い、滞納世帯には支給せず税担当部署と相談するように調整している。

徴収体制の強化

- ◎徴収嘱託員を増員するとともに、徴収専門の担当を設置している。
- 毎月25日の納期限の日に午後8時まで、納税説明会を開催したり、休日窓口を定期的に設置するとともに、年に数回、滞納者を対象に納税相談等の機会を作り、相談しやすい環境を整備している。
- 全職員で構成する滞納整理本部を設置し、滞納者の全戸訪問、分納誓約書の提出を求めている。
- 収納対策の特別強化月間を設け滞納者宅を臨戸したり、特別滞納整理として管理職が接触を試みている。

催告・訪問の強化

- ◎電話催告、通常臨戸を行っている。
- アパートなどの場合には大家に、給与取得者の場合は、勤務先に訪問している。
- 過去の交渉履歴から接触の可能性が高い時間帯に重点的に訪問している。
- 徴収強化期間に夜間電話催促、夜間訪問徴収を実施している。
- 滞納者の中には社保加入を届出してない被保険者や所得未申告者がいるので、資格・賦課の適正化をはかる観点からも、勧奨文書・電話で接触を図っている。

その他

- ◎短期証の有効期限を1か月にして接触する機会を増やす努力をしている。
- 広報誌、街頭放送等による納付啓発の実施、滞納者へ相談はがきを送付している。
- 高額療養費・出産育児一時金等の保険給付や、他の公金等の支給時に相談を行っている。
- 金融機関に預貯金調査を行い、口座があれば差押予告を送付している。

＜子どものいる世帯に対する特別な取組み＞

実情の把握

- ◎子どものいる世帯については、他の世帯より頻繁に訪問や面接を行い実情把握に努めている。
- ◎地方単独の医療費助成・児童手当等の担当課と連携し情報の共有を図っている。
- 地方単独の医療費助成受給者には、年3回の通知文を送付し、相談の機会が持てるよう配慮しているが、なおも相談のない受給者に対しては戸別訪問を実施している。

資格証明書の交付の厳格化

- ◎少額でも分納するよう説得する。分納誓約の締結により、短期証(1か月)の発行を行っている。
- ◎国保滞納者措置審査会を設置し、審査判定を行っている。
- 子どもの病気等緊急を有する時は短期証を発行している。
- 交付決定を、町長決裁としている。

＜特別の事情の有無の判断のための取組み＞

公正な判断の確保

- ◎資格証明書交付該当者選定審査会を設置し、判定を行っている。
- 課内検討会を開き、判定を行っている。

判断材料の収集

- ◎税・福祉・水道等の担当課と連携し、情報の共有化を図り、判断の資料としている。
- ◎家庭訪問し、収支状況を聞き取る等、納税相談に努めている。
- 措置予告通知に特別な事情に関する届出書を同封し、提出を促している。
- 滞納者の事情や、問題をデータとして蓄積し、審査の対象にしている。
- 住民税の申告内容や、レセプトの治療状況の確認を行っている。
- 通院歴、薬の処方箋等の確認や財産調査等を行っている。
- 本人の家族・経済状況の調査及びその裏付けとなる近所の方々や民生委員等への聞き取り調査を実施している。

資格証明書の発行に関する調査・集計表（平成20年9月15日現在）

別添2

都道府県名	保険者数	世帯数	滞納世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組み							
				交付世帯数	資格証明書交付世帯のうち					文書催告	電話催告	訪問	休日		時間外		その他
					子どものいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数	中学生以下計				電話催告	訪問	電話催告	訪問	
北海道	173	888,618	144,911	16,864	1,143	403	760	556	1,719	160	138	145	42	49	121	129	60
青森県	40	258,130	37,372	4,240	532	157	378	252	787	35	28	28	5	6	21	20	30
岩手県	35	212,376	27,162	1,548	96	16	69	53	138	31	26	29	11	14	24	23	10
宮城県	36	348,311	101,661	4,231	315	29	215	154	398	34	28	33	10	11	23	24	26
秋田県	25	185,816	23,013	1,998	128	18	79	63	160	22	19	21	6	6	15	16	3
山形県	32	179,577	26,331	1,029	68	12	43	39	94	32	30	29	11	11	21	20	17
福島県	59	306,143	48,899	5,137	452	22	296	238	556	53	45	50	17	16	42	47	35
茨城県	44	476,848	93,392	7,947	556	141	412	308	861	43	26	27	7	11	17	16	11
栃木県	31	319,019	70,801	14,165	1,626	715	1,200	737	2,652	31	16	17	2	6	11	11	8
群馬県	38	346,308	47,187	9,988	979	379	703	418	1,500	36	22	23	5	7	21	19	12
埼玉県	70	1,196,452	260,881	3,337	158	34	108	81	223	49	31	40	17	23	27	19	26
千葉県	56	1,022,687	201,211	28,725	1,403	250	1,849	1,222	3,321	53	32	36	17	26	29	22	17
東京都	62	2,610,579	551,611	30,379	619	182	418	306	906	48	37	35	22	24	26	20	9
神奈川県	33	1,426,982	262,904	40,565	500	126	2,612	1,648	4,386	27	14	13	4	9	14	10	5
新潟県	31	350,664	50,603	3,185	225	33	94	68	195	24	20	21	3	4	16	17	10
富山県	15	161,144	16,557	2,640	164	72	113	56	241	15	14	15	4	3	15	14	10
石川県	19	165,160	12,245	945	20	0	2	21	23	13	13	13	4	6	12	11	3
福井県	17	107,911	16,890	2,811	233	79	181	106	366	17	16	16	2	2	15	16	9
山梨県	28	151,176	27,699	1,363	62	13	33	33	79	22	14	18	5	5	13	10	7
長野県	81	321,104	43,612	537	20	3	12	15	30	81	81	81	32	30	64	63	49
岐阜県	42	320,896	51,375	6,389	268	129	265	174	568	40	29	30	7	14	25	25	10
静岡県	41	607,029	137,251	7,604	535	199	440	310	949	41	23	24	7	5	22	12	17
愛知県	61	1,076,262	191,279	3,310	178	65	127	87	279	43	28	32	7	14	19	25	8

都道府県名	保険者数	世帯数	滞納世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組み							
				交付世帯数	資格証明書交付世帯のうち					文書催告	電話催告	訪問	休日		時間外		その他
					子どものいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数	中学生以下計				電話催告	訪問	電話催告	訪問	
三重県	29	278,066	50,727	8,884	825	336	594	324	1,254	28	18	15	3	4	12	13	10
滋賀県	26	183,137	22,475	1,512	46	11	39	22	72	25	14	17	3	4	9	14	6
京都府	26	415,710	43,643	4,113	90	31	58	46	135	26	17	20	5	6	14	10	8
大阪府	43	1,509,941	339,602	26,674	1,356	316	978	722	2,016	41	35	31	13	15	25	16	26
兵庫県	41	874,020	178,920	9,933	362	117	318	249	684	38	24	23	12	12	18	15	3
奈良県	39	207,817	38,845	1,579	58	9	40	29	78	28	21	23	4	7	14	18	9
和歌山県	28	182,517	37,987	4,543	266	84	224	129	437	25	16	16	3	5	11	13	9
鳥取県	19	89,622	13,586	1,456	67	20	53	32	105	18	19	18	4	2	13	13	2
島根県	21	104,295	7,618	1,440	106	40	77	60	177	17	16	16	5	5	14	17	11
岡山県	27	283,823	66,104	3,915	150	2	90	99	191	18	12	12	6	7	10	11	3
広島県	23	419,240	76,494	5,365	474	105	363	228	696	22	16	14	8	10	15	13	18
山口県	20	234,534	29,912	5,492	417	152	320	218	690	20	18	16	5	6	17	17	14
徳島県	24	112,334	25,197	1,662	144	31	91	69	191	20	13	12	2	3	8	9	3
香川県	17	146,452	17,648	2,833	118	5	91	45	141	14	5	5	1	2	6	3	1
愛媛県	20	238,370	30,041	4,115	193	28	151	113	292	17	13	13	4	5	12	13	5
高知県	34	136,787	20,087	3,553	284	128	203	135	466	33	20	23	4	5	18	18	5
福岡県	66	769,034	120,587	22,918	1,328	504	948	647	2,099	56	51	46	12	16	52	49	34
佐賀県	20	124,125	16,605	1,827	161	42	125	93	260	20	19	20	7	9	19	20	12
長崎県	23	245,371	36,975	2,600	197	56	171	114	341	23	21	21	4	4	19	19	6
熊本県	48	298,038	64,515	3,252	240	69	191	146	406	35	23	26	8	7	20	23	9
大分県	18	190,437	25,128	4,786	463	156	326	240	722	16	15	16	8	8	13	14	6
宮崎県	30	206,147	42,034	3,935	266	93	207	129	429	25	16	19	5	7	18	19	13
鹿児島県	46	286,734	51,088	5,123	319	91	239	201	531	37	27	33	8	9	20	29	8
沖縄県	41	254,286	44,932	295	30	19	21	19	59	26	27	28	11	10	23	22	3
合計	1,798	20,830,029	3,845,597	330,742	18,240	5,522	16,327	11,054	32,903	1,578	1,206	1,259	392	470	1,013	997	616

※ 自治体からの報告を単純に合計したものであり、以下の点に留意が必要。

- 自治体によっては、報告を求めた項目のうち期日までに数値が把握できず、「不明」と報告されている場合がある。
- 調査は9月15日現在の数値の報告を求めているが、把握できない場合は、把握できる時点の数値が報告されている。

滞納者との接触を図る取組みの具体例について

◎:比較的多数の市町村で類似の取組みが実施されているもの

<滞納者と接触を図るための具体的な取組み>

全庁的な情報の共有

- ◎他課(税・上下水道・福祉・公営住宅・保育料)と滞納者についての情報の共有を図っている。
- ◎庁内で滞納者の情報共有のため、収納対策のプロジェクトチームを設置している。
- 転出時、社保加入時等、滞納者との接触があった際に収税担当に確認をとっている。
- 生活困窮者を対象に、福祉担当課と連携し情報の共有化を図っている。
- 保険給付以外の町単独の給付関係については申請後納付状況の調査を行い、滞納世帯には支給せず税担当部署と相談するように調整している。

徴収体制の強化

- ◎徴収嘱託員を増員するとともに、徴収専門の担当を設置している。
- 毎月25日の納期限の日に午後8時まで、納税説明会を開催したり、休日窓口を定期的に設置するとともに、年に数回、滞納者を対象に納税相談等の機会を作り、相談しやすい環境を整備している。
- 全職員で構成する滞納整理本部を設置し、滞納者の全戸訪問、分納誓約書の提出を求めている。
- 収納対策の特別強化月間を設け滞納者宅を臨戸したり、特別滞納整理として管理職が接触を試みている。

催告・訪問の強化

- ◎電話催告、通常臨戸を行っている。
- アパートなどの場合には大家に、給与取得者の場合は、勤務先に訪問している。
- 過去の交渉履歴から接触の可能性が高い時間帯に重点的に訪問している。
- 徴収強化期間に夜間電話催促、夜間訪問徴収を実施している。
- 滞納者の中には社保加入を届出してない被保険者や所得未申告者がいるので、資格・賦課の適正化をはかる観点からも、勧奨文書・電話で接触を図っている。

その他

- ◎短期証の有効期限を1か月にして接触する機会を増やす努力をしている。
- 広報誌、街頭放送等による納付啓発の実施、滞納者へ相談はがきを送付している。
- 高額療養費・出産育児一時金等の保険給付や、他の公金等の支給時に相談を行っている。
- 金融機関に預貯金調査を行い、口座があれば差押予告を送付している。

<子どものいる世帯に対する特別な取組み>

実情の把握

- ◎子どものいる世帯については、他の世帯より頻繁に訪問や面接を行い実情把握に努めている。
- ◎地方単独の医療費助成・児童手当等の担当課と連携し情報の共有を図っている。
- 地方単独の医療費助成受給者には、年3回の通知文を送付し、相談の機会が持てるよう配慮しているが、なおも相談のない受給者に対しては戸別訪問を実施している。

資格証明書の交付の厳格化

- ◎少額でも分納するよう説得する。分納誓約の締結により、短期証(1か月)の発行を行っている。
- ◎国保滞納者措置審査会を設置し、審査判定を行っている。
- 子どもの病気等緊急を有する時は短期証を発行している。
- 交付決定を、町長決裁としている。

<特別の事情の有無の判断のための取組み>

公正な判断の確保

- ◎資格証明書交付該当者選定審査会を設置し、判定を行っている。
- 課内検討会を開き、判定を行っている。

判断材料の収集

- ◎税・福祉・水道等の担当課と連携し、情報の共有化を図り、判断の資料としている。
- ◎家庭訪問し、収支状況を聞き取る等、納税相談に努めている。
- 措置予告通知に特別な事情に関する届出書を同封し、提出を促している。
- 滞納者の事情や、問題をデータとして蓄積し、審査の対象にしている。
- 住民税の申告内容や、レセプトの治療状況の確認を行っている。
- 通院歴、薬の処方箋等の確認や財産調査等を行っている。
- 本人の家族・経済状況の調査及びその裏付けとなる近所の方々や民生委員等への聞き取り調査を実施している。

滞納世帯数等の推移 (速報値)

○滞納世帯数等の推移

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
全世帯数	22,833,889	23,713,339	24,436,613	24,897,226	25,302,112	25,508,260
滞納世帯数	4,116,576	4,546,714	4,610,082	4,701,410	4,805,582	4,746,032
割合	18.0%	19.2%	18.9%	18.9%	19.0%	18.6%

(注1)滞納世帯数は各年6月1日現在の状況

(注2)全世帯数は各年3月31日現在の状況

(注3)平成19年は速報値。

(注4)平成19年の滞納世帯数は6月1日現在で国民健康保険の資格を有する世帯とすることを明確化したところであり、前年までとの比較には注意を要する。

○被保険者資格証明書の交付状況の推移

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
交付世帯数	225,454	258,332	298,507	319,326	351,270	340,285

(注)各年6月1日現在の状況

○短期被保険者証の交付状況の推移

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
実施市町村数	2,712	2,831	2,913	2,277	1,763	1,743
交付世帯数	777,964	945,824	1,045,438	1,072,449	1,224,849	1,156,381

(注)各年6月1日現在の状況

(出所)厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

事 務 連 絡
平成21年1月20日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

被保険者資格証明書に係る政府答弁書について

国民健康保険の運営につきましては、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の運用につきましては、「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」（平成20年10月30日付け保国発第1030001号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知・雇児総発第1030001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知。以下「資格証通知」という。）等により取り扱われているところです。

本日、別添のとおり、「参議院議員小池晃君提出国民健康保険被保険者等に対する必要な医療の確保に関する質問に対する答弁書」（以下「答弁書」という。）が閣議決定されたところですが、その内容及び留意点を下記のとおりとりまとめましたので、その内容を御了知いただくとともに、貴管内保険者等への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 答弁の趣旨について

資格証通知の考え方は、世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出（以下「窓口での申し出」という。）を行った場合には、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられることから、緊急的な対応として、当該世帯に属する被保険者に対して短期被保険者証を交付することができることとするものであり、窓口での申し出がなされた場合には、市町村の判断により、短期被保険者証を交付することができるものである。

2. 窓口での申し出に対する対応について

1の答弁の趣旨は資格証明書の運用に係るこれまでの考え方を変更するものではなく、子ども以外の者について窓口での申し出がなされた場合には、資格証明書が納付相談の機会を確保することが目的であることにかんがみ、資格証通知の考え方も踏まえ、短期被保険者証の交付の必要性を判断するものであること。

緊急的な対応として短期被保険者証を交付した場合には、当該短期被保険者証の有効期間内において保険料を納付することのできない特別の事情の有無を精査し、特別の事情が認められない場合については、改めて資格証明書を交付すること。また、当該世帯について再度窓口での申し出があった際は、前回の精査の結果も踏まえ特別の事情の有無を判断するものであること。

なお、悪質な滞納者については、従前どおり、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めること。

参議院議員小池晃君提出国民健康保険被保険者等に対する必要な医療の確保に関する質問に対する答

弁書

一について

御指摘の通知は、特に子供のいる世帯について、資格証明書の交付に際しての留意点を示したものであるが、その基本的な考え方は、世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出を行った場合には、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられることから、緊急的な対応として、当該世帯に属する被保険者に対して短期被保険者証を交付することができることとするものであり、世帯主がこのような状況にあるのであれば、市町村の判断により、当該世帯に属する被保険者に対して短期被保険者証を交付することができるものである。

二から四までについて

御指摘のような申出がなされた場合には、市町村において、一についてで述べた考え方も踏まえ、被保険者証の交付又は返還請求の是非を判断すべきものである。

国民健康保険被保険者等に対する必要な医療の確保に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年一月八日

小池 晃

参議院議長 江田 五月 殿

国民健康保険被保険者等に対する必要な医療の確保に関する質問主意書

国民健康保険の被保険者証の取り上げによつて重症でも医療機関にかかれず、手遅れになるといった悲劇が日本全国で起こっている。また滞納分を納めなければ被保険者証の交付を一切認めないという対応をしている自治体も多く、被保険者証交付を依頼したにもかかわらず交付されないため、自己負担が支払えず体に異常を感じても病院にかかることができなくなり、病状が悪化して病院に担ぎ込まれたときには余命一年を宣告されたという事例も生まれている。

病気や失業・倒産などで「払えない」人からも、保険証を取り上げられているのが実態であり、厚生労働省保険局長も参議院厚生労働委員会で、「市町村によつては一律、機械的な運用がなされている懸念もある」（二〇〇八年十二月四日）と言わざるを得ない状況にある。国民健康保険行政が国民の命を奪うことになつており、保険証取り上げはただちに止めるべきである。

一方で、厚生労働省保険局国民健康保険課長及び同省雇用均等・児童家庭局総務課長の連名で出された「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」（二〇〇八年十月三十日付け保国発第一〇三〇〇〇一号・雇児総発第一〇三〇〇〇一号。以下「留意事項通知」という。）の「緊急的な対応としての短期被

保険者証の発行」の中で、「世帯主が市町村の窓口において、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況であると考えられること、資格証明書が納付相談の機会を確保することが目的であることにかんがみ、緊急的な対応として、その世帯に属する被保険者に対して、速やかな短期被保険者証の交付に努めること」とされている。

国民健康保険の被保険者等の必要な医療を確保するため現行制度の下で必要な手だてを取ることが求められており、その観点から、以下質問する。

一 留意事項通知の引用部分は「子どもが医療を受ける必要が生じ」と「子ども」に限定しているようにもみえるが、ここで示された考え方は「子ども」に限定されたものなのか。

二 世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、保険料を納付することができない特別な事情に準ずるとして留意事項通知に示された解釈に従って国民健康保険被保険者証の交付を行うべきではないのか。

三 留意事項通知について舛添要一厚生労働大臣は参議院決算委員会において「(医療費の)一時払いが困難であるという申出さえあれば結構で、医療の必要性という要件は必要ではありません」(二〇〇八年十一月十七日)と答弁している。また水田邦雄厚生労働省保険局長は同委員会で留意事項通知という緊急対応について滞納保険料納付は必要ない旨答弁している。

留意事項通知は国民健康保険法第九条第三項(及び国民健康保険法施行令第一条)に規定する「特別の事情」についての考え方を示したものである。留意事項通知やそれに関する厚生労働大臣などの答弁を踏まえると、国民健康保険料(税)の滞納が一年をこえた世帯について、当該世帯に属する者が糖尿病の治療を継続しているなど医療を受ける必要が現に生じており、かつ、医療機関に対する医療費一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には保険料の納付ができない特別な事情に準ずる状態にあるので国民健康保険被保険者証の返還を求めることはできないのではないか。

四 少なくとも前記三のような場合には国民健康保険被保険者証の返還を求めるべきではないのではないか。

右質問する。

事 務 連 絡

平成21年1月30日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に関する Q&A（追録版）の送付について

国民健康保険の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、平成21年1月14日付け事務連絡にて送付しております「国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に関する Q&A」につきまして、その後の各市町村等からの照会の多い事項を追録し、あらためてとりまとめましたので、別添のとおり送付させていただきます。

各都道府県におかれましては、内容を御了知いただくとともに、貴管内保険者への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。

※ 問8以降を追録しております。問1から問7までは変更しておりません。

担当：厚生労働省保険局国民健康保険課

企画法令係長 角園、小野

TEL (03) 5253-1111

(内線) 3258

(別添)

国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に関する Q & A (追録版)

問1 国民健康保険法の一部を改正する法律(平成20年法律第97号。以下「改正法」という。)により新たに有効期間が6月の被保険者証を交付することになる中学生以下の被保険者(以下「対象被保険者」という。)がいる世帯(以下「対象世帯」という。)に被保険者資格証明書(以下「資格証明書」という。)を交付する際、6月以内に対象被保険者が中学校を卒業する場合も、対象被保険者に対しては有効期間が6月の被保険者証を交付する必要があるか。

答 お見込みのとおり。

問2 対象被保険者に対して有効期間が6月の被保険者証を交付することに伴い、対象世帯に交付する資格証明書の有効期間を6月とする必要があるか。

答 対象被保険者に交付する被保険者証の有効期間(6月)にかかわらず、資格証明書の有効期間は各市町村の実情に応じ設定されたい。

問3 対象被保険者に対しては有効期間が6か月の短期被保険者証を交付することになったが、対象世帯以外の短期被保険者証交付世帯の被保険者証の有効期間も6か月とする必要があるか。

答 対象被保険者に交付する被保険者証の有効期間(6月)にかかわらず、対象世帯以外の被保険者証の有効期間は各市町村の実情に応じ設定されたい。

問4 対象世帯に保険料(税)を納めることができない特別な事情がないにもかかわらず、対象世帯全員に有効期間が6月の被保険者証を交付することは適当でなく、対象被保険者以外のものには資格証明書を交付する必要があると考えるが如何か。

答 お見込みのとおり。

問5 高校生以上の者についても改正法と同様に取り扱うことは可能か。

答 改正法においては、中学生以下の者について明示的に資格証明書の対象としないこととされたものであり、法律に基づいた取り扱いを行われたい。

問6 対象被保険者に被保険者証を交付する際、有効期間を6月とすると、他の一般の被保険者に対する被保険者証の更新時期を超えてしまうため、有効期間を当該更新時期までとした上で、更新時期に有効期間を6月とする被保険者証を交付することは可能か。

答 対象被保険者に対しては、法令どおり有効期間を6月とする被保険者証を交付されたい。

問7 対象被保険者が中学校を卒業し対象被保険者でなくなったため、当該者に資格証明書を交付する際には、行政手続法に基づく弁明の機会の付与が必要か。

答 必要である。

問8 資格証明書の交付時点では対象世帯ではなかった世帯に、新たに対象被保険者(例えば、生まれた子ども、養子等)が入り対象世帯となった場合は、その対象被保険者の資格取得日から6月の有効期間とする必要があるのか。

答 お見込みのとおり。

問9 例えば、10月1日に通常の被保険者証を更新する(判定等の見直しをする)被保険者で、9月1日に資格証明書が交付されている世帯の対象被保険者に対し6月の被保険者証を交付している場合において、その期限到来を待たずして、通常の被保険者証に合わせて10月1日に更新(新たな6月の被保険者証を送付)することは可能か。

答 可能である。その場合に更新する有効期間は当然6月となる。

問10 対象世帯が退職者医療の対象となっている場合で、被保険者証の6月の期限到来前に当該世帯が退職から一般に切り替わった場合(切り替え後も対象世帯の場合)、その時点で新たに6月の被保険者証を交付するのか、あるいは期限到来までは退職者医療世帯時に発行した6月の被保険者証をそのまま有効とさせるのか。

答 退職から一般に切り替わる際に、新たに6月の被保険者証を交付することとなる。

問 1 1 祖父母に扶養されている資格証明書交付世帯の対象被保険者に6月の被保険者証を交付している場合で、祖父母が75歳になり長寿医療制度に移行し、祖父が擬制世帯主になった場合、被保険者証はその時点で新たに交付し直す必要があるのか。

答 特段、交付し直す必要はない。

問 1 2 6月の被保険者証の交付は、実際に交付した日から起算して有効期間6月とするのか、それとも実務的に交付期間を設けてその期間の特定の日(例えば月初)から起算して有効期間6月の被保険者証を発行してもよいか。

答 資格証交付時にあわせて対象被保険者に被保険者証を出す場合は資格証明書の交付日、既に資格証が交付されている世帯に対象被保険者が入ってきた場合はその資格取得年月日から6月となる。

問 1 3 このたびの見直しに係るシステム回収経費について、国からの補填措置はあるのか。

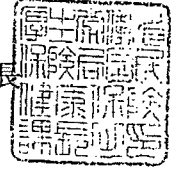
答 調整交付金による措置を考えているため、20年度中にかかるシステム回収経費については、20年度の調整交付金の申請に含められたい。



保国発第 0303001 号
平成 21 年 3 月 3 日

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長



国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に係る留意点について

国民健康保険法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 97 号。以下「改正法」という。）の改正の趣旨及び内容並びに留意点については、「国民健康保険法の一部を改正する法律の施行について」（平成 20 年 12 月 26 日付け保発第 1226001 号）及び「国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に係る留意点について」（平成 20 年 12 月 26 日付け保国発第 1226001 号・雇児総発第 1226001 号。以下「課長通知」という。）において通知しているところであるが、その施行に当たっては下記の点に留意して取り扱われるよう、貴管内保険者等への周知を図り、遺憾なきを期されたい。

記

改正法においては、施行の日において改正法による改正前の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定により被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付を受けている世帯主の世帯に属する 15 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある被保険者（同法第 9 条第 3 項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。）があるときは、改正法の施行後速やかに、世帯主に、当該被保険者に係る有効期間を 6 か月とする被保険者証を交付することとされているところである。

課長通知 1（1）においても改正法施行後速やかな交付ができるよう必要な準備に努めることとしているところであるが、改正法の趣旨にかんがみ、3 月下旬には当該被保険者に係る有効期間を 6 か月とする被保険者証（交付日は 4 月 1 日）が手元に渡るようにするなど、改正法の施行日以降については、当該被保険者が資格証明書で受診する事態が起こらないよう努めること。



保国発第0414001号
平成21年4月14日

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長



離職者に係る保険料の減免の推進について

現在、景気が下降局面にある中で、雇用失業情勢が厳しい状況にあることを踏まえ、離職者の医療保険の適用等に関し特に留意が必要な事項については、「離職者の医療保険の適用等に係る留意事項について」（平成21年3月27日付け保保発第0327001号厚生労働省保険局保険課長通知・保国発第0327001号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下、「課長通知」という。）により、「非自発的な離職等に伴い国民健康保険の被保険者となった者については、離職により収入が激減し、前年所得を基準とした保険料（税）が過重な負担となる場合も想定されるが、相談によりこのような事情が判明した場合は、被保険者の状況を総合的に勘案した上で、必要に応じて、保険料の分割納付や徴収猶予、減免を行うなど適切な配慮を行うこと。」とお示したところです。

さらに、政府・与党において平成21年4月10日に取りまとめられた「経済危機対策」においては、「雇用保険法改正法の附帯決議を踏まえ、市町村等が行う失業者に係る国保及び長寿医療制度の保険料減免の推進を図る。」とされたところであり、必要に応じて、離職者に対する保険料の減免等について、適切に実施するよう、貴管内市町村等に対する周知等につき特段の御配慮をお願いいたします。

なお、「経済危機対策」の取りまとめを踏まえ、離職者に係る保険料の減免に係る費用については、今年度の特別調整交付金において一定の配慮をする予定であることを申し添えます。

(参考)

「経済危機対策」(抄)

第2章 具体的施策 ※施策の具体的内容は別紙2で記述

Ⅲ. 「安心と活力」の実現—政策総動員

国民の「安心と活力」を実現するため、各分野における政策を総動員する。

2. 安全・安心確保等

(1) 社会保障

◇国民の安心した生活を確保するため、社会保障への取組として、年金記録問題解決への体制を強化するとともに、障害者自立支援、高齢者医療の安定的な運営の確保等に向けた対応を図る。

<具体的施策>

- 高齢者医療の安定的な運営の確保等(長寿医療制度の均等割保険料8.5割軽減の平成21年度における継続、健保組合のIT化推進のための財政支援、失業者に係る国保・長寿医療制度の保険料減免の推進)

(別紙2)

Ⅲ. 「安心と活力」の実現—政策総動員

2. 安全・安心確保等

(1) 社会保障

- 高齢者医療の安定的な運営の確保等

・雇用保険法改正の附帯決議を踏まえ、市町村等が行う失業者に係る国保及び長寿医療制度の保険料減免の推進を図る。

拝啓、時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

国民健康保険事業の運営につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「離職者に係る保険料の減免の推進について」（平成21年4月14日保国発第0414001号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）によりお示ししたところ
です。

当該通知でもお願いしているとおおり、必要に応じて、離職者に対する保険料の減免等について、適切に実施するよう、貴都道府県におかれても管下市町村への指導につき格別の御配慮をお願いいたします。

なお、現在、平成21年度の特別調整交付金の交付基準の見直しを行っているところですが、離職者について保険料の減免を行った場合、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下、「算定省令」という。）第6条第1号に該当しない場合の措置として、今般、新たに算定省令第6条第10号その他特別の事情がある場合（国民健康保険課長通知）により、減免後の保険料額と当該市町村の平均保険料との差額の総額が一定額以上である場合に補填することを検討しています。

おって、平成21年度の特別調整交付金の交付基準については、見直し後、速やかにご連絡いたします。

時節柄、御自愛の程をお祈り申し上げます。

敬 具

平成21年4月14日

厚生労働省保険局国民健康保険課長補佐

末 原 勝

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

保国発第 0529001 号
平成 21 年 5 月 29 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

平成 21 年度における離職者に係る保険料（税）の
減免に関する特別調整交付金の交付基準について

離職者に係る保険料の減免については、「離職者にかかる保険料の減免の推進について」（平成 21 年 4 月 14 日保国発第 0414001 号）において、その適切な実施をお願いするとともに、当該減免に要する費用について特別調整交付金において措置することとしておりましたが、今般、別紙「離職者に係る保険料（税）の減免に関する平成 21 年度特別調整交付金（算定省令第 6 条第 10 号その他特別の事情がある場合）交付基準」のとおり交付基準を策定しましたので通知いたします。

なお、貴職におかれましては、管内保険者への周知方よろしくお願いいたします。

離職者に係る保険料(税)の減免に関する平成21年度特別調整交付金
(算定省令第6条第10号その他特別の事情がある場合)交付基準

1. 申請の要件

平成21年4月14日(保国発第0414001号)厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、被保険者又はその属する世帯の世帯主が経済状況の悪化に伴い職を失ったと保険者が認める者に対し、条例に基づき保険料(税)の減免を実施したこと。

ただし、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第1号に該当する保険者及び当該減免額が調整対象需要額の100分の0.03に相当する額以下である保険者を除く。

2. 交付額の算定方法

$$(A) \text{ 一人当たり保険料(税)調定額} \times (B) \text{ 減免対象被保険者数} \\ - (C) \text{ 減免世帯に係る保険料(税)調定額} = \text{交付額}$$

上記の方法により算定した交付額が、離職を原因とする保険料(税)減免総額を上回る場合は、当該減免総額を交付額とする。

(A): 平成21年度保険料(税)調定総額 ÷ 一般被保険者数(賦課期日現在)

(B): 離職を原因とする減免対象世帯に属する一般被保険者数(減免申請時点)

(C): 離職を原因とする減免対象世帯に係る保険料(税)調定額(減免後)

上記の保険料(税)調定額については、すべて平成22年1月4日までに納付期限の到来する医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の合算額とする。

離職者に係る保険料（税）の減免に関する特別調整交付金Q&A

問1 交付金の算定対象とならない離職の理由及びその確認方法如何。

(回答)

被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下、「被保険者等」という。）の離職理由が、自己都合若しくは定年による退職、又は被保険者等の責めに帰すべき重大な理由により退職した場合には算定対象としない。

また、離職理由の確認は、被用者保険に加入していた者については、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職証明書に記載された離職理由等により行うこととし、自営業であった者については、税務署に提出する廃業届や倒産手続きの申立ての書類等により行っていただきたい。

なお、雇用保険の受給資格要件を満たさないため受給資格者証等が交付されない等により、書面での確認が困難な場合においては、被保険者等と面談等を行うことにより離職に係る実情の把握に努めた上で、算定対象に該当するかを適切に判断していただきたい。

問2 経済状況の悪化による失業により、社会保険から国民健康保険に加入した被保険者に対する減免だけが交付対象となるのか。

(回答)

社会保険から国民健康保険への加入の他、国民健康保険加入中の自営業者等の失業も対象とする。

問3 今回の交付方針に基づいて保険料（税）の減免を実施する必要があるのか。

(回答)

今回の交付方針はあくまでも特別調整交付金の対象となる減免を例示しているものであり、保険料（税）の減免については、あくまでも条例に基づき各市町村の判断により実施して差し支えない。

問4 交付額の算定は世帯毎に行うのか。

(回答)

交付額の算定にあたっては、当該保険者の減免対象被保険者数の合算額及び減免対象世帯に係る保険料（税）調定額の合算額を用いることとする。

問5 何年何月以降の離職が対象となるのか。

(回答)

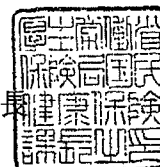
離職の日付にかかわらず、平成21年4月1日から平成21年12月31日までの間に減免の申請があった平成21年度分保険料（税）（平成22年1月4日までに納期の到来するもの）に係る減免額を対象とする。



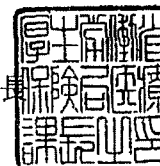
保国発第 0518001 号
保医発第 0518001 号
平成 21 年 5 月 18 日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長



厚生労働省保険局医療課長



新型インフルエンザに係る発熱外来の受診時における
被保険者資格証明書の取扱いについて

発熱症状等新型インフルエンザの発症の疑いがある場合には、発熱相談センターに相談の上、発熱外来の受診を行うこととなる。この場合、国民健康保険被保険者資格証明書（以下、「資格証明書」という。）を交付されている国民健康保険の被保険者については、受診前に市町村の窓口で納付相談や保険料の納付のために訪れることは、感染拡大を防止する必要性から避ける必要があり、これは、保険料を納付することができないと認められる事情があると考えられることから、本来、資格証明書ではなく短期の被保険者証の交付対象となり得るところであるが、当該者については、短期の被保険者証の交付に比べ発熱外来への受診を優先する必要があることから、発熱外来の受診の際の資格証明書の取扱いについて、下記のとおりとりまとめたので、管内の保険者、国民健康保険団体連合会、保険医療機関等に対し、周知を徹底されたい。

併せて、発熱相談センター担当部局にも周知を図るようお願いする。

記

第一 発熱外来受診時における資格証明書の取扱いについて

発熱外来を設置する保険医療機関及び発熱外来において交付された処方せんに基づき療養の給付を行う保険薬局にあつては、国民健康保険の被保険者が発熱外来を受診した際に資格証明書を提示した場合は、当該月の療養については、当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこと。

なお、被保険者が70歳から74歳までの場合の一部負担金の割合は、保険者に電話等で確認の上判断すること。保険者との確認が困難な場合は、3割として取り扱うこと。

また、当該保険医療機関は、資格証明書を提示した者に対して処方せんを発行する場合には、処方せんの備考欄に「**発**」と記載すること。

本取扱いは、5月診療分から適用することとする。

第二 請求及び支払時における留意点について

第一に伴う診療報酬の請求に当たっては、特別療養費請求書ではなく、被保険者証による受診と同様の取扱いによること。

国民健康保険団体連合会及び保険者においては、発熱外来を設置する保険医療機関等に関しては、第一のとおり資格証明書を被保険者証とみなして取り扱われることを踏まえ、当該保険医療機関等からの資格証明書が交付された被保険者に関する請求に対する審査・支払に当たっては機械的に返戻等を行わないよう留意すること。

第三 その他

第一による取扱いについては、発熱相談センター担当部局に伝えるなど、必要な連携を図ること。

事 務 連 絡
平成21年5月20日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

「後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について」
の送付について

国民健康保険の運営につきましては、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用につきまして、本日付で別添1のとおり「後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について」（平成21年5月20日付け保高発第0520001号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）が都道府県後期高齢者医療主管課（部）長等宛に発出されております。

国民健康保険における被保険者資格証明書の取扱いについては、引き続き、「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」（平成20年10月30日付け保国発第1030001号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知・雇児総発第1030001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により取り扱うこととなりますので、貴管内保険者等への周知等、特段の御配慮をお願いします。

なお、後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の取扱いについては、別添2のとおり平成21年5月1日付け厚生労働省保険局高齢者医療課企画法令係事務連絡において被保険者資格証明書の交付を検討している事案に関する報告の様式が示されているところですので、国民健康保険における滞納世帯の状況の把握についての御参考にしていただくよう、併せて貴管内保険者等への周知等、特段の御配慮をお願いします。

保高発第0520001号
平成21年5月20日

都道府県後期高齢者医療主管課（部）長 殿
指定都市後期高齢者医療主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について

後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の運用について、下記のとおり留意点等をまとめたので、内容について御了知いただくとともに、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）等に周知を図り、その適切な対応について御配慮願いたい。

記

第一 資格証明書の趣旨等

後期高齢者医療制度における保険料の収納の確保は、制度を運営していく上で不可欠であるとともに、被保険者間の負担の公平を図り、支援金等を負担している若年世代の理解を得る観点からも極めて重要であることから、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び収納に当たる市町村においては、被保険者に対し、こうした趣旨を十分に説明して保険料の納付に対する理解が得られるよう最大限努めるとともに、より一層の効果的かつ効率的な収納対策を講じることが必要であること。

一方、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している被保険者については、より一層納付相談等の機会を確保し、適切な収納に結びつける必要があることから、後期高齢者医療制度においても、資格証明書を交付する仕組みを設けたものであること。

しかしながら、その運用については、機械的に行われることにより、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、制度の趣旨に留意しつつ適切に行う必要があること。

第二 資格証明書の運用等に係る留意点

1 保険料の収納対策について

保険料の収納の確保に当たっては、滞納の初期の段階からきめ細かな収納対策を行うことが不可欠であり、以下の事項に留意した上で、効果的かつ効率的な取組を行うこと。

(1) 滞納の初期の段階からのきめ細かな収納対策の実施

市町村においては、被保険者の収入、生活状況等に応じて次に掲げるようなきめ細かな取組を行い、適切な収納を図ること。

- ・ 文書による催告のみではなく、電話、臨戸訪問等による催告・納付相談を実施すること。なお、被保険者と連絡が取れない等の場合にあっては、民生委員、福祉・介護関係者等と連携し、被保険者の地域での生活状況等を把握した上で行うこと。
- ・ 被保険者の状況に応じて、保険料の分割納付、減免・徴収猶予制度についても十分に説明すること。
- ・ 保険料を滞納している被保険者については、他の社会保険料、税金、水道料金等も滞納している場合があることから、市町村内のこれらの徴収部門と情報を共有し、総合的な対策を実施すること。

(2) 納付計画の作成

市町村においては、保険料を直ちに支払うことが困難である被保険者について、その収入、生活状況等を十分に考慮した上で、保険料の分割納付、減免・徴収猶予等の活用を含めた納付計画を被保険者と共に作成し、適切な収納に結びつけること。

(3) 有効期限の短い被保険者証の活用

収納対策を効果的かつ効率的に行うためには、被保険者と接触して納付相談等の機会を増やすことが重要であることから、広域連合においては、有効期限の短い被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）の交付を繰り返し行うこと。

また、短期被保険者証の交付の趣旨に鑑み、その引渡しについては、原則として、市町村の窓口等において手交すること。

(4) 滞納処分の積極的な実施

市町村においては、きめ細かな収納対策を適切に行った上で、保険料の納付につき十分な収入、資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第113条の規定に基づく滞納処分を積極的に行うこと。

(5) 広域連合、都道府県及び市町村間の連携

広域連合においては、収納対策の内容等について、実際に収納に当たる市町村に単に委ねるのではなく、都道府県の協力の下に市町村間の調整を図り、区域内において整合性のとれた収納対策を実施することが重要であること。

このため、広域連合においては、年度ごとに、都道府県及び市町村と協議した上で、保険料の収納対策に係る具体的な実施計画を策定すること。

また、都道府県においては、広域連合及び市町村の収納対策の内容について十分把握した上で、必要な助言等を積極的に行うこと。

2 資格証明書の運用について

(1) 統一的な運用基準の整備

広域連合においては、保険料の収納を行う市町村と連携し、次の(2)から(6)までの内容を踏まえた統一的な運用基準を整備すること。

(2) 基本的な考え方

法第54条第4項から第7項までの規定に基づき、広域連合は、保険料を滞納している被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「規則」という。）第13条各号に定める給付を受けることができる被保険者を除く。）が、当該保険料の納期限から1年を経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第4条に定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該被保険者に対し被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付するものであること。

(3) 被保険者証の返還及び資格証明書の交付の対象外となる被保険者

次のア又はイに該当する被保険者については、被保険者証の返還及び資格証明書の交付を行わないこと。

ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他規則第13条各号に定める給付（次の①から⑩に掲げる給付）を受けることができる被保険者

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第63条の3の2第1項又は第2項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者に対する同法第24条の20第1項に規定する障害児施設医療費の支給
- ② 予防接種法（昭和23年法律第68号）第12条第1項第1号又は第2項第1号の医療費の支給
- ③ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- ⑤ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- ⑥ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給
- ⑦ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第1項又は第37条の2第1項の規定により費用の

負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

- ⑧ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条第1項の医療費の支給
 - ⑨ 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第3条又は第4条の医療費の支給
 - ⑩ 令第14条第4項の規定による高額療養費の支給
 - ⑪ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の助産の実施、同法第27条第1項第3号の措置（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）、同条第2項の指定医療機関への委託措置若しくは同法第33条の一時保護に係る医療の給付又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第23条の2第2項第1号の医療の給付若しくは同項第2号の医療に要する費用の支給
 - ⑫ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第5項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付
 - ⑬ 昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
 - ⑭ 昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給
 - ⑮ 平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
 - ⑯ 平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び研究治療費の支給
 - ⑰ 平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知「「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について」による医療費の支給
 - ⑱ 平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給
 - ⑲ 平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付
- イ 令第4条各号に掲げる事由（次の①から⑥に掲げる事由）により保険料を納付することができないと認められる被保険者
- ① 被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下「滞納被保険者等」という。）の住宅、家財等の財産について、震災、風水害、火災等の災害により著しい損害を受け、又は相当な価額の盗難にかかったこと
 - ② 滞納被保険者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したことにより、滞納被保険者等の保険料負担能力が著しく減少したこと

- ③ 事業の廃止又は休止により、滞納被保険者等の収入が著しく減少したこと
- ④ 事業における著しい損失により、滞納被保険者等の収入が著しく減少したこと
- ⑤ 失業等により、滞納被保険者等の収入が著しく減少したこと
- ⑥ その他①から⑤に類する事由があったこと

上記の事由により保険料を納付することができないと認められるか否かについては、平成20年6月12日の政府・与党決定「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」(以下「政府・与党決定」という。)において、「資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する」とされたことから、滞納被保険者等の現在の収入、生活状況等を個々に具体的に把握した上で、被保険者が賦課されている保険料を現に負担する能力があるか否かという観点から適切に判断するものであること。

特に、入院又は継続的な通院等により診療等を受けている、又は受ける予定のある被保険者については、その収入、生活状況、診療等の内容を勘案し、仮に資格証明書を交付した場合、医療費の全額を一時的に負担することが困難となり、必要な医療を受ける機会が損なわれるおそれがあると認められる場合には、上記の②に類する事由により特別の事情があると認めることが適当であること。なお、単に入院又は継続的な通院等により診療等を受けている、又は受ける予定のあることのみをもって、当該特別の事情があると認められるものではないこと。

また、各広域連合においては、市町村と連携し、保険料の分割納付や条例の規定に基づく保険料の減免・徴収猶予を活用した収納対策を行っており、これらの措置の適用については、特別の事情と同様、災害等により現に保険料を納付することができないと認められることが要件となっていることから、これらの措置が適用されている被保険者については、原則として、その適用をもって特別の事情があると認めることが適当であること。

(4) 所得の少ない被保険者への対応

保険料の被保険者均等割額が軽減されている、高額療養費の低所得者Ⅰ又はⅡの区分に該当する等、所得の少ない被保険者については、仮に資格証明書を機械的に交付した場合、医療費の全額を一時的に負担することが困難となる可能性がある。したがって、これらの被保険者については、政府・与党決定の趣旨を踏まえ、保険料の被保険者均等割額の7割、5割、2割の軽減措置や所得割額の5割の軽減措置に加え、平成21年度から、特に所得の少ない方に対する被保険者均等割額の9割の軽減措置も新たに講じられる中で、1に掲げる各般の収納対策を適切に講じるとともに、(3)に掲げる特別の事情の有無の判断を適切に行うこと等により、原則として、資格証明書の交付に至らないようにすること。

(5) 滞納被保険者等の収入・生活状況等の把握の徹底

資格証明書の運用に当たっては、被保険者について(3)のイの特別の事情の

有無を適切に判断することが必要であることから、1の保険料の収納対策において、滞納被保険者等の収入、生活状況等を個々に具体的に把握すること。

また、保険料の滞納が納期限から1年を経過した場合であっても、被保険者について、特別の事情の有無を直ちに判断できない場合にあっては、更に調査を行う、被保険者に対し特別の事情の届出を求める等、滞納被保険者等の収入、生活状況等を個々に具体的に把握すること。

(6) 資格証明書の趣旨及び仕組みの説明並びに弁明の機会の付与

被保険者について、1の収納対策を適切に行い、その収入、生活状況等を個々に具体的に把握し、特別の事情の有無を判断した結果、当該特別の事情がないと認められる場合には、被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することとなるが、被保険者が資格証明書の趣旨、仕組み等について理解することのないまま行うことのないよう、あらかじめ、被保険者に対し、資格証明書の交付は保険料の納付相談の機会を確保するために行うものであること、資格証明書が交付された場合、医療機関等の窓口において、医療費の全額を一時的に負担することとなること等について十分に説明を行うとともに、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会を付与すること。

(7) 窓口における被保険者証の返還の受付及び資格証明書の引渡し

資格証明書が保険料の納付相談の機会を確保するための仕組みであることから、被保険者証の返還の受付及び資格証明書の引渡しについては、原則として、市町村の窓口等において手交すること。

第三 その他

平成21年1月5日付け事務連絡「被保険者資格証明書の運用基準の設定及び交付検討事案の報告について」において依頼したとおり、各広域連合において第二の2の運用基準を作成した場合には、その内容について国に報告していただくとともに、今後、当分の間、資格証明書の交付を検討する事案が発生した場合には、あらかじめ、その事案の状況を所定の様式に記載の上、国に報告していただきたいこと。

医政指発0701第1号
社援保発0701第2号
保国発0701第1号
平成21年7月1日

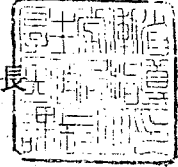


都道府県衛生主管部(局)長

都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長

殿

厚生労働省医政局指導課長



厚生労働省社会・援護局保護課長



厚生労働省保険局国民健康保険課長



生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について

平成20年7月に取りまとめられた「医療機関の未収金問題に関する検討会報告書」(以下「報告書」という。)において、医療機関の未収金は「生活困窮」と「悪質滞納」が主要な発生原因であると指摘されているところである。このうち「生活困窮」が原因である未収金に関しては、国民健康保険における一部負担金減免制度の適切な運用や医療機関・国保・生活保護の連携によるきめ細かな対応により一定程度の未然防止が可能であると考えられる。

今般、同報告書の指摘も踏まえ、生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について下記のとおり取りまとめたので、その旨御了知の上、貴管内市町村並びに医療機関及び関係団体等に周知を図り、その運用について遺憾なきを期されたい。

なお、生活困窮のみならず悪質滞納によるものも含む医療機関の未収金全般への対応については、別途、保険局国民健康保険課よりモデル事業の実施について依頼する予定であるので、積極的に協力いただくとともに、今後、来年度を目途に、当該モデル事業の結果を踏まえた医療機関・保険者・行政機関の連携方策について、改めて通知する予定であるので、そのことも念頭に対応いただきたい。

記

第1 医療機関等との連携による一部負担金減免等の適切な運用

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項では、保険者は特別の理由がある被保険者で保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を採ることができることとされている。

実際の運用では適用の基準を設けている市町村が多くあるところであり、こうした基準や運営方針について、医療機関及び生活保護担当部局とも情報を共有し、対象者に対して適切に制度が適用されるよう努めること。

なお、一部負担金減免等の運用に係るモデル事業については別途連絡する。

第2 国民健康保険担当部局と生活保護担当部局との連携

(1) 生活保護等の相談

国民健康保険の被保険者であって保険料や一部負担金の減免措置が適用されるもの等については、その適用期間が数ヶ月にわたる場合や世帯主に傷病が発生した場合など、併せて適切な福祉施策を講じる必要が生じる可能性が相対的に高いと考えられる。

したがって、国民健康保険担当部局においては、日頃より、保険料や一部負担金の減免措置が適用されている世帯の状況変化に留意しつつ、必要に応じ、生活保護等の相談が可能となるよう、国民健康保険担当部局と生活保護担当部局の連携強化を図ること。

(2) 生活保護が停廃止となる者についての連絡

生活保護受給者が保護の停廃止となった場合、被用者保険に加入していなければ、国民健康保険への加入手続きが必要となることから、生活保護担当部局においては、対象者に対しあらかじめ国民健康保険への加入手続きについて周知するとともに、国民健康保険担当部局にも必要な連絡を行うこと。

また、医療扶助を受給中の者が月途中で保護が停廃止となった場合には、医療機関における診療報酬請求上の手続きが異なることから、生活保護担当部局においては、速やかに当該医療機関にその旨を連絡すること。

第3 その他の医療機関、国民健康保険担当部局、生活保護担当部局等の連携

医療機関、市町村の国保部局、福祉事務所等に、国民健康保険の保険料や一部負担金を支払うことが困難である被保険者が相談に訪れた場合には、いずれの窓口においても、必要に応じて、一部負担金減免制度、生活保護制度、無料低額診療事業などについて、十分な情報提供ときめ細かな相談対応ができるよう、例えば、関係

者による協議会（国民健康保険運営協議会の活用も可能）を設けることなどにより、各制度の概要資料を共有するなど十分な連携強化を図ること。

なお、医療機関においては、市町村の国保部局、福祉事務所等と連携を図るとともに、報告書において組織的な未収金の管理体制の確立、患者に対する相談体制の整備等の必要性が指摘されていることも踏まえ、未収金発生の未然防止策に積極的に取り組むよう努めること。

一部負担金の適正な運用に関するモデル事業（平成21年度） 【医療機関の未収金対策】

- 入院患者について「一部負担金減免制度」と「保険者徴収制度」の運用改善を図る。
- 平成21年度にモデル事業を実施し、結果を踏まえ、平成22年度以降に全市町村での適切な運用のための一定の基準を提示予定。

モデル事業の概要

全国実施を見据え、各都道府県で少なくとも1つの市町村においてモデル事業の実施を期待。

1. 協議会の設置

協力医療機関、関係行政機関（国保・生保など）の協議会で、連携方策を検討。

2. 一部負担金減免の適用（生活困窮による未収金の対策）

- ① 協力医療機関は、入院時カエーションで把握した患者の一部負担金減免申請を援助。
- ② 市町村は、一時的に生活保護世帯に準ずる状況にあると認めれば、一部負担金を減免。
- ③ 国は、市町村が負担した一部負担金減免相当額の一部を補てん。

3. 保険者徴収制度の活用（悪質滞納による未収金の対策）

- ① 協力医療機関は、入院時カエーションにおいて、本人・家族等の連絡先、支払方法を確認。未収金発生後は、支払誓約書の作成（発生時）、電話等による催促（毎月）、内容証明付き郵便による督促状送付（3ヶ月に1回）、本人宅への訪問等（最低1回）を実施。
- ② 市町村は、治療終了から3ヶ月経過後、協力医療機関からの要請で、電話等で催促。さらに合計6ヶ月経過し、かつ、次のいずれかの場合、強制徴収（保険者徴収）を実施。
(ア) 対象額が60万円超の場合 または (イ) 保険料も滞納で強制徴収する場合

一部負担金減免制度の適用（概要）

1 入院ケースの事務手続きの確立

入院時のオリエンテーションなどで把握された一部負担金の支払いが困難な患者を対象に、病院が本人の減免申請を援助し、市町村につなぐ事務手続きを確立。

※病院の未収金は、8割(金額ベース)が入院であるため、入院患者に重点。

2 国として減免基準の標準を提示

実際の減免基準は、市町村ごとに決定。ただし、国が示す標準を満たすことが必要。国の標準として「一時的に生活保護に準じる状況にある世帯」を規定。具体的には、

- ① 災害や事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少し、
- ② 収入が生活保護基準以下、かつ、預貯金が生活保護基準の3ヶ月以下、
- ③ 治療期間等を考慮した月単位の更新制で3ヶ月までを標準とする。

※3ヶ月に制限するものではないが、状況に応じて適切な福祉施策(生活保護等)につなぐ。

3 モデル事業を実施する市町村を支援

本モデル事業により一部負担金を減免した場合、減免額の1/2を特別調整交付金に算定。

保険者徴収制度の活用（概要）

第1段階：保険者から電話・文書による催促

保険者徴収の前段階として、次に該当する場合には、医療機関からの協力依頼に基づき、保険者が、電話又は文書による催促を実施する。

- ① 医療機関が（別紙）の未然防止策及び回収の取組を実施していること。
- ② 治療が終了してから3ヶ月以上が経過していること。



それでも支払いがない場合…

第2段階：悪質な滞納に重点化して保険者徴収を実施

次に該当する悪質な滞納について保険者徴収を実施する。

- ① 医療機関が（別紙）の未然防止策及び回収の取組を実施していること。
- ② 治療が終了してから6ヶ月以上が経過していること。
- ③ 次のいずれかに該当していること。
 - (ア) 保険者徴収の対象となる一部負担金相当額等が60万円を超えるもの

※少額訴訟の対象が60万円以下の金銭の支払を求めものとなっている。

- (イ) 市町村が同一の被保険者に保険料の滞納処分を実施する状態にあるもの。

A. 未然防止策

- ① 入院患者については、本人及び家族等(家族、身元保証人、代理人等)の氏名、連絡先(住所、電話番号等)、医療費の支払方法を確認し、その記録をとっていること。
- ② 支払期日や退院時まで全額の支払いができない場合、本人又は家族等と残金の支払いを約した文書を取り交わすこと。

B. 回収努力

- ① 少なくとも1ヶ月に1回、本人又は家族等に対して、電話等で支払を催促するとともに、その記録をとっていること。
 - ② 少なくとも3ヶ月に1回、内容証明付き郵便で督促状を送付し、その記録をとっていること。
 - ③ 少なくとも1回、支払の催促のため本人宅へ訪問し、その記録をとっていること。
- (③は第2段階に限る。ただし、本人宅まで、通常の交通手段で概ね30分以上かかる場合は、近隣の家族宅への訪問や、本人又は家族等と面会により、支払の催促を実施し、その記録をとっていることでも可。)

保険者徴収までの医療機関での取組み（イメージ）

未収金発生

【第1段階】
市町村による
電話催促等

【第2段階】
市町村による
保険者徴収

	入院時	治療 終了時	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月
本人等の連絡先 支払方法の確認	○							
支払誓約書		○						
電話等の催促			○	○	○	○	○	○
督促状 (内容証明郵便)			○	○			○	
本人宅への訪問					○			

選定済みのモデル事業実施市町（特別区含む）について

「国民健康保険における一部負担金の適切な運用に係るモデル事業」の実施の御協力をいただいている市町は以下のとおりです。

01 北海道	<函館市>	23 愛知県	<津島市>	37 香川県	<高松市>
03 岩手県	<奥州市>	25 滋賀県	<甲賀市>	39 高知県	<土佐市>
05 秋田県	<羽後町>	26 京都府	<京丹後市>	40 福岡県	<鞍手町>
13 東京都	<江戸川区>	27 大阪府	<柏原市>	41 佐賀県	<太良町>
15 新潟県	<村上市>		<守口市>	43 熊本県	<人吉市>
17 石川県	<白山市>	28 兵庫県	<神戸市>	44 大分県	<大分市>
18 福井県	<越前町>	29 奈良県	<吉野町>	46 鹿児島県	<枕崎市>
20 長野県	<長野市>	33 岡山県	<備前市>		<伊仙町>
21 岐阜県	<岐阜市>	35 山口県	<周南市>	47 沖縄県	<宮古島市>
22 静岡県	<静岡市>	36 徳島県	<勝浦町>		

27 都道府県 1 特別区・28 市町

(平成 22 年 1 月末日現在)

和歌山 有田市加包町

28 県 30 市町 1 区

【参考】

モデル事業実施自治体への特別調整交付金での対応について

以下のとおり、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知として都道府県経由で各保険者に周知されています。

平成21年度特別調整交付金（算定省令第6条第10号その他特別の事情がある場合）交付基準（抄）

〔交付基準〕

申請事由1から9に該当する保険者であって、国保事業の適正運営に積極的に取り組んでおり、かつ、都道府県において当該保険者が特別調整交付金の交付を受けることによって指導上の効果が期待し得ると判断し、推薦する保険者であること。

〔申請事由〕

9 特別事情による財政負担増加等があること

なお、申請に当たっては、あらかじめ厚生労働省と協議すること。

（申請の要件）

(3) 次の要件に該当する場合については、当面、特別な事情があることと見なすものとする。

（申請の要件）

② 国民健康保険における一部負担金の適切な運用に係るモデル事業に要する費用があること。

「国民健康保険における一部負担金の適切な運用に係るモデル事業の実施について」平成21年7月10日（保国発0710第15号）厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、モデル事業を実施したことに伴う、一部負担金減免額等があること。

〔交付基準額の算定方法〕

9 特別事情による財政負担増加等があること

(3)に該当するもの

② 申請要件②に該当するもの

調整基準額1 = モデル事業実施に伴う、一部負担金減免額の1/2相当額。

調整基準額2 = モデル事業における保険者徴収制度の実施又は実施準備をしたことに対し、平成21年の年間平均被保険者数規模に応じて、下記の調整基準額とする。

年間平均被保険者数	調整基準額
5千人未満	450千円
1万人未満	600千円
5万人未満	800千円
10万人未満	1,200千円
10万人以上	1,800千円

事 務 連 絡

平成21年9月25日

地方厚生（支）局医療指導課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

厚生労働省保険局医療課

新型インフルエンザの流行に関するQ&Aについて

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、新型インフルエンザが本格的な流行期に入り、感染者数が増加しているところです。照会のあった事項を別添のとおりQ&Aとしましたので、送付いたします。貴管内保険者への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。

(問1)「新型インフルエンザに係る発熱外来の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて」(平成21年5月18日付け保国発第0518001号・保医発第0518001号)は、発熱相談センターから発熱外来への受診が原則であった時点のものであり、現時点における一般の保険医療機関での診察には適用はないと考えてよいか。

(答)

お見込みのとおりである。

(問2)資格証明書を交付している世帯から、新型インフルエンザに感染したと疑われるが経済的理由から医療機関で10割の医療費が払えないと申出があった場合、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第7項に規定する特別の事情に当たると判断してよいか。

(答)

世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出を行った場合には、新型インフルエンザの感染の疑いにかかわらず、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられる。この場合、保険者において世帯の状況について改めて確認をとることができない場合は、後日確認をとることとし、緊急的な対応として短期被保険者証を交付することは差し支えない。

しかしながらこのような場合は、資格証明書の交付時点で特別の事情の把握に努めていれば、もともと資格証明書の交付対象ではなかった可能性もあるところであり、資格証明書の交付時点でなぜ把握できなかったか事務処理体制をチェックするとともに、他の資格証明書の交付世帯についても、新型インフルエンザの大流行の前に、再度、特別の事情の把握を徹底するなど、被保険者の医療の確保に遺憾なきよう適切な運用に努められたい。

保国発1216第1号

平成21年12月16日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

短期被保険者証の交付に際しての留意点について

国民健康保険における短期被保険者証の運用については、下記のとおり、その留意点をまとめたので、その内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者への周知徹底について遺憾なきよう配慮されたい。

記

1 被保険者資格証明書世帯に属する中学生以下の子どもに対する短期被保険者証の交付に際しての留意点

国民健康保険法の一部を改正する法律（平成20年法律第97号。以下「改正法」という。）の施行により、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。）に対しては、有効期間を6か月とする短期被保険者証を交付することとされたところである。

この短期被保険者証が、世帯主が窓口を受け取りに来ないことにより、被保険者の手元に届いていない場合は、電話連絡や家庭訪問等による接触を試み、速やかに手元に届けるよう努めること。

また、短期被保険者証を郵送で送付している場合において、世帯主が不在であること等により、被保険者の手元に届いていないときは、改めて市町村から改正法の内容について記載したはがきやチラシを配布するなど、容易に世帯主が改正法の内容を知り得るよう周知を行った上で、再度、電話連絡や

家庭訪問等による接触を試み、速やかに手元に届けるよう努めること。

さらに、世帯主の住所不明等の理由により、電話連絡や家庭訪問等によっても短期被保険者証を交付できない場合は、実際に居住しているかどうかの確認を行い、必要に応じ住民基本台帳担当部署との連携を図るなど、被保険者の資格管理を適切に行うための措置を講ずること。

2 短期被保険者証の交付に係る一般的な留意点

短期被保険者証の交付に当たっては、保険料を滞納している世帯（以下「滞納世帯」という。）に対し、市町村の窓口において納付相談をすることができる旨を周知徹底するとともに、継続的に納付相談及び納付指導を行うことにより、滞納の解消に努めること。

短期被保険者証の交付の趣旨は、市町村と滞納世帯との接触の機会を設けることであるから、世帯主が市町村の窓口で納付相談に来ないことにより、一定期間、これを窓口で留保することはやむを得ないが、留保が長期間に及ぶことは望ましくないこと。

特に短期被保険者証交付世帯に15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者がいる場合は、改正法等の趣旨にかんがみ、窓口における留保を放置することなく、電話連絡や家庭訪問等により接触を試み、できるだけ速やかに手元に届けるよう努めること。

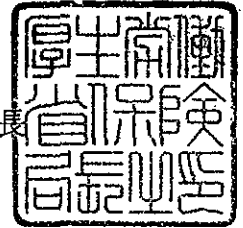
短期被保険者証がその有効期間内に被保険者の手元に届かない場合には、電話連絡や家庭訪問等を実施し、実際に居住しているかどうかの確認を行うとともに、必要に応じ住民基本台帳担当部署との連携を図るなど、被保険者の資格管理を適切に行うための措置を講ずること。



保発0331第3号
平成22年3月31日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令の施行について

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成22年政令第66号。以下「改正令」という。）が本日公布され、平成22年4月1日から施行することとされたところであるが、これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の保険者等に周知徹底を図られたい。

記

第一 改正の趣旨

厳しい経済情勢が続く中、中間所得者層の負担に配慮しながら、低所得者層の国民健康保険料（以下「保険料」という。）の軽減を図るとともに、非自発的失業者の保険料の負担を軽減するため、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「国保令」という。）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）について所要の改正を行うものであること。

第二 改正の主な内容

第1 国保令の一部改正（改正令第1条及び附則第2条から第4条まで関係）

（1）保険料に関する事項（国保令第29条の7関係）

- ① 賦課限度額の見直し（国保令第29条の7第2項第10号及び第3項第9号関係）

保険料の基礎賦課額の限度額を47万円から50万円、後期高齢者支援金等賦課額の限度額を12万円から13万円に見直すこととしたこと。

② 減額賦課における減額割合の選択（国保令第29条の7第5項関係）

市町村の保険料の基礎賦課総額に対する被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の割合にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料額に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額に次のイからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額の減額ができることとしたこと。

イ 総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯 7割

ロ 総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数に24万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。） 5割

ハ 総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） 2割

なお、イからハまでの減額を行うことが困難であると認める市町村においては、それぞれイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ6割（若しくは5割）又は4割（若しくは3割）を乗じて得た額の減額を行うことができることとしたこと。

③ 非自発的失業者に係る保険料の軽減（国保令第29条の7の2関係）

市町村が行う国民健康保険の被保険者又は特定同一世帯所属者のうちイ又はロに該当する者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第14条第2項第1号に規定する受給資格に係る同法第4条第2項に規定する離職の日の翌日の属する年度の翌年度の末日までの間にある者に限る。以下「特例対象被保険者等」という。）の保険料の算定に当たっては、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう前年の給与所得を所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定により算定した金額の30/100に相当する金額によるものとする事としたこと。

イ 雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者

ロ 雇用保険法第13条第3項に規定する特定理由離職者であって受給資格を有するもの

(2) 高額療養費に関する事項（国保令第29条の3関係）

高額療養費における上位所得者区分の判定に当たっては、特例対象被保険者等又は特例対象被保険者等でなくなった日以後の最初の7月31日までの間にある被保険者（以下「高額療養費等特例対象者」という。）の前年の給与所得については、所得税法第28条第2項の規定により算定した金額の30/100に相当する金額によるものとする事としたこと。

また、高額療養費等特例対象者の属する世帯については、次のいずれかに該当する場合に、低所得（70歳以上の場合にあっては、低所得Ⅱ）区分として取り扱う事としたこと。

- ① 世帯主及び当該世帯に属する被保険者のすべてについて市町村民税が課されない場合又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税が免除される場合。（現行の低所得区分の基準と同様の基準）

- ② 世帯主並びに当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のすべてについて療養のあった月の前年（当該療養があった月が1月から7月までの場合にあっては、前々年）の所得について総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（高額療養費等特例対象者の給与所得については、所得税法第28条第2項の規定により算定した金額の30/100に相当する金額とする。）の合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えないこと。（保険料の減額賦課における2割軽減の基準と同様の基準）

- (3) 高額介護合算療養費に関する事項（国保令第29条の4の3関係）
(2) に準じた改正をすることとしたこと。

第2 算定政令の一部改正（改正令第2条関係）

国民健康保険料（税）の減額賦課を行った場合に、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れる額について、第1の(1)の③を踏まえ、所要の改正を行ったこと。
(算定政令第4条の3関係)

第三 施行期日

改正令は、平成22年4月1日から施行すること。（改正令附則第1条関係）

“倒産・解雇などによる離職” (特定受給資格者) や
“雇い止めなどによる離職” (特定理由離職者) をされた方へ

平成22(2010)年4月から 国民健康保険料(税)が軽減されます。

対象者は？

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者 (例：倒産・解雇などによる離職)
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者 (例：雇い止めなどによる離職)
- として求職者給付 (基本手当等) を受ける方です。

※雇用保険受給資格者証の離職理由が11,12,21,22,31,32,23,33,34に該当される方
※高年齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象となりません。

軽減額は？

国民健康保険料(税)は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。
※具体的な軽減額などは、市町村にお問い合わせください。

軽減期間は？

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付 (基本手当等) を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、
会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる前の 失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内(平成21(2009)年3月31日以降)に
離職された方は、平成22(2010)年度に限り国民健康保険料(税)
が軽減されます。

※ただし、平成21(2009)年度の保険料(税)は対象となりません。御了承ください。



軽減を受けるには届出が必要です。制度の詳しい説明は、
お住まいの市町村の国民健康保険担当にお尋ねください。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare